令和６年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

佐賀県　みやき町

町税務行政につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業用の資産にも課税され、毎年１月１日現在みやき町内に事業用の償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条（固定資産の申告）の規定により、償却資産申告書を提出していただくことになっています。

提出期限は令和６年１月３１日（水）です。

〇受付開始は、令和６年１月４日（木）からです。

≪申告にあたってのお願い≫

・提出期限は、令和６年１月３１日(水)までですが、なるべく早めに申告していただきますようご協力をお願いします。
・償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してご提出ください。
・申告書を郵送される方で、申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。
・みやき町役場のホームページから申告書様式のダウンロードができます。ご活用ください。
＜https://www.town.miyaki.lg.jp/oyakudachi/yoshiki/_1269.html＞

◎提出先・問い合わせ先

〒849-0101
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地
みやき町役場　税務課　固定資産評価担当
電話 0942-94-5636（税務課直通）
（ご来庁されての申告書提出は、各庁舎総合窓口でも受け付けています。）

≪　目　　次　≫

１　償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）資産の種類ごとの主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）申告の対象となる償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（４）申告の対象とならない償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（５）業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（６）償却資産と家屋の区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（７）国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い・・・・・・・・・・・・・・５

２　償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（１）申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）申告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（４）提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合・・・・・・・・・・・・・・７
（６）申告内容の確認調査についてお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（７）国税資料等の閲覧について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（８）過年度への遡及等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（９）大型特殊自動車と小型特殊自動車について・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１０）非課税となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１１）課税標準の特例（わがまち特例等）の適用を受ける資産・・・・・・・・１０

３　評価額、税額等の計算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）課税標準額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）税額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）中古資産の耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

記入例
（１）償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）　・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（３）種類別明細書（減少資産用）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（４）固定資産税非課税申告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（５）償却資産課税標準特例該当資産届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（６）先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書・・・・・・・・・１８

1　償却資産について

（1）償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除きます。

（地方税法第 341 条第４号＜固定資産税に関する用語の意義＞

（2）資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
１　構築物 〈建物附属設備〉	駐車場の舗装、看板等の広告設備、門、塀、ビニールハウス、外構工事、カーポート、家屋ではないプレハブ倉庫、緑化施設等
	★家屋の附帯設備 １　家屋の所有者が取り付けた附帯設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ２　テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）（詳しくは３ページ（６）参照）
２　機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、発電設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「０」「00～09 及び 000～099」）
３　船舶	漁船、ボート等
４　航空機	飛行機、ヘリコプター等
５　車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「９」「90～99 及び 900～999」）、農耕作業用自動車で、最高速度が毎時 35 ㎞以上のもの、台車等。但し、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
６　工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

（3）申告の対象となる償却資産

令和６年１月１日現在に<u>事業の用に供することができる資産</u>

土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

<u>◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。</u>

ア　建設仮勘定で経理されている資産

イ　決算期以後１月１日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ　簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ　償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ　遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ　未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ　リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク　取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の２又は第67条の５の適用により即時償却した資産

（４）申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア　自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきもの（８ページ（９）参照）

例：工場内のみで使用し、小型特殊自動車に該当するフォークリフト等

イ　無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）

ウ　繰延資産

エ　平成 10 年４月１日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、耐用年数が１年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入又は必要経費としているもの）

オ　取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上３年間で一括償却しているもの

カ　平成 20 年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、所有権移転外リース及び所有権移転リース資産で取得価額が 20 万円未満のもの

（注）エ～カについては、下記をご参照ください。

◇少額の減価償却資産の取扱いについて◇

地方税法第341 条第4 号及び地方税法施行令第49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、償却資産（固定資産税）の申告対象から除かれます。

①取得価額10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額20 万円未満の資産のうち3 年間で一括償却したもの

③ 地方税法施行令第49 条ただし書による、法人税法第64 条の2 第1 項又は所得税法第67 条の2 第1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、償却資産（固定資産税）の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価格 ／ 償却方法		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入(*1)	①	×申告対象外			
3年一括償却(*2)	②	×申告対象外			
リース資産 (ファイナンス・リース)	③	×申告対象外		**○申告対象**	
中小企業特例(*3)	④	**○申告対象**			
個別減価償却(*4)	⑤	**○申告対象**			

(*1) 法人税法施行令第133 条又は所得税法施行令第138 条

(*2) 法人税法施行令第133 条の2 第1 項又は所得税法施行令第139 条第1 項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成18 年4 月1 日から令和6年（2024 年）3 月31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。また、取得価額が10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15 年4 月1 日から平成18 年3 月31 日までに取得した資産となります。

(*4) 個人の方については、平成10 年4 月1 日以後開始の事業年度に取得した10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138 条）

（5）業種別の主な償却資産

業　　種	主な償却資産の例示
共通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、ルームエアコン、パソコン、サーバー、LAN 配線、看板、受変電設備、舗装路面など
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫など
理･美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備など
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉機、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機など
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、測定工具、検査工具、工業用水道など
医（歯）業	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、手術機器、歯科診療ユニットなど
ホテル・旅館・福祉業	ベッド、自動販売機、厨房設備、自家発電装置、放送設備、接客用備品など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備など
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、照明設備、地下タンク、構内装置など
売電業	太陽光発電設備、フェンス、架台、パワーコンディショナー、電力量計など
不動産貸付業	金属造の塀、コンクリート造の塀、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備など
農業	ビニールハウス、草刈機、ロータリー、カルチ、播種機、乾燥機、高設台など ※最高速度が毎時 35 ㎞未満のトラクター、コンバイン、田植機等の農耕作業用自動車については、軽自動車の登録を行ってください。
自動車修理業	旋盤、プレス、門型リフト、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、オイルクリーナー、万力、グラインダー、塗装設備、各種工具など
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付代（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機、スクリーン設備、ゴルフ練習場用設備など
道路貨物運送業	無線通信設備、倉庫内資産など
製パン・製菓業	電気ガス窯、パンミキサー、包装機、陳列ケース、レジスター、看板など
建設業	フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、パワーショベル、大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、発電機、測量機、組立ハウス、事務機器など

※美術品等の申告について

国税上、美術品等については時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。そのため減価償却資産として取り扱う美術品等については、償却資産として町へ申告をお願いします。

なお、1点100万円以上であっても価値減少が明らかなものについては申告の対象となりますので、ご注意ください。

（6）償却資産と家屋の区分について

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の家屋と一体となって効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、「家屋」と「償却資産」を区分して評価しています。

ア　家屋と設備等の所有者が**同じ**場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、次ページ＜償却資産と家屋の区分表＞をご覧ください。

イ　家屋と設備等の所有者が**異なる**場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

（※）「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

＜償却資産と家屋の区分表＞

※下の表は、主な設備の例示です。

種類	分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎
電気設備	受変電設備、中央監視設備、LAN 設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備、火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備、換気設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎

（７）国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い

項　　目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税、所得税）の取扱い
償却計算の期間、基準日	暦年（賦課期日制度　１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	○定率法、定額法等の選択制度 （ 建物並びに平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法） ○選択しない場合 法人税は定率法、所得税は定額法
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません　（注１）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
増加償却	認められます	認められます（法人税法・所得税法）
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の５％	備忘価額（１円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価　（注２） （改良費と元の資産の取得価額を区別して評価）	原則区分評価（一部合算評価）
少額の減価償却資産 （使用可能期間が１年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外　（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	３年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外　（注4）	３年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の２又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります　（注５）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の２又は同法第67条の５）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注3）法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成１８年４月１日から令和６年３月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年４月１日以降は上限300万円まで）。また、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年４月１日から平成18年３月31日までに取得した資産となります。

固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

２　償却資産の申告について

（１）申告していただく方

工場、商店、農業、売電業、その他の事業の経営、並びに駐車場、アパート、機械及び備品等の貸付けを行っている個人や法人など、**事業を行っている方**で、**１月１日現在みやき町に償却資産を所有している方**です。地方税法第383条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況を申告する義務があります。

なお、次のア～キに該当する方も申告が必要です。申告漏れとならないようにご注意ください。

ア　償却資産を他に賃貸している方

注：事業を行っていない方が無償で貸与している資産でも、借用した方が事業の用に供していれば、貸与している方は申告が必要となります。

イ　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ　割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

オ　償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ　償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個別に申告されるのではなく、代表者を決めて共有名義でご申告ください。）

キ　内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※みやき町内に償却資産を所有されていない方や令和４年中における事業の廃止・解散・休業等により全ての資産が減少された方もその旨の申告をお願いします。

（２）申告の方法

ア　一般方式（増加資産/減少資産申告）

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。なお、評価額等の計算は町が行います。

イ　電算処理方式（全資産申告）

賦課期日（令和６年１月１日）現在に所有しているすべての資産について、評価額等の計算までしていただいたうえで、その計算結果を含めて申告していただく方式です。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がなかった場合でも、申告書の提出は必要です。

（３）提出していただく書類

ア　必ず提出していただくもの

申告方式	申告していただく方の種別	提出書類（第 26 号様式）		
		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	種類別明細書	
			増加資産・全資産用	減少資産用
共通	初めて申告される方	○	○	
	償却資産を所有されていない方	○※1		
一般	増加又は減少した資産のある方	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方	○※2		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方	○※3		○
電算処理	前年以前から申告をされている方	○	○	
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方	○※3		

※申告書の「18 備考（添付書類等）」欄に ※1:『該当資産なし』、 ※2:『増減なし』、 ※3:その旨（『令和５年３月廃業』等）を記載してください。

イ　該当する資産を所有されている場合に提出していただくもの

非課税資産……非課税申告書、事実を証明する書類（９ページ（１０）参照）
課税標準の特例がある資産……課税標準特例該当資産届出書、事実を証明する書類
（１０ページ（11）参照）
短縮耐用年数を適用された資産……国税局長の承認通知書（写）
増加償却の適用を受ける資産……税務署長への届出書（写）
減免対象となる資産……減免申請書、減免対象となることを証する書類

〇これらの書類を提出される際は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。
〇圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。（詳しくは、５ページ、「（７）国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違い」をご確認ください。）

ウ　個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。
また、郵送によりご提出いただく場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

①本人が提出する場合

①番号確認資料	・個人番号カード　・通知カード　・住民票(個人番号付き) 等
②身元確認資料	・個人番号カード　・運転免許証　・プレ印字された申告書

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

②代理人が申告書を提出する場合

①本人の番号確認資料	・本人の個人番号カード　・本人の通知カード ・本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等
②代理人の身元確認資料	・代理人の個人番号カード　・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等
③代理権確認資料	・税務代理権限証書　・委任状　等

（４）提出先

みやき町役場税務課固定資産評価担当にご提出ください。
〒849-0101　佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地
〇受付時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土・日・祝日を除く）
〇郵送での申告をされる場合で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

（５）申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及びみやき町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）に関する問い合わせ先
ｅＬＴＡＸの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、ｅＬＴＡＸホームページをご覧ください。
ｅＬＴＡＸホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/
なお、ｅＬＴＡＸご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、ｅＬＴＡＸホームページの「よくある質問」をご覧ください。
ｅＬＴＡＸホームページの「よくある質問」：https://eltax.custhelp.com/

（６）申告内容の確認調査についてお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び同法第 408 条の規定により、お電話での問い合わせ、資産の一覧などの資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、地方税法第 354 条に規定される検査拒否にあたる場合には、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

そのほか未評価家屋の評価、もしくは家屋又は償却資産の区分の確認に伴う家屋の評価額の変更を行う場合があります。

（７）国税資料等の閲覧について

みやき町では地方税法第 354 条の２の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、みやき町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

（８）過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17 条の5 第5 項の規定により、5 年度分。なお、地方税法第17 条の5 第7 項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7 年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1 回となりますのでご留意ください。

（９）大型特殊自動車と小型特殊自動車について

道路運送車両法施行規則　別表第１　（大型特殊自動車の説明用に加工したものです。）

<table>
<tr><th>自動車の構造及び原動機</th><th>最高速度</th><th>長さ</th><th>幅</th><th>高さ</th><th>区別</th><th>償却資産</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td colspan="4">下記の条件を一つでも超えた場合、
大型特殊自動車となります。</td><td rowspan="2">大型特殊</td><td rowspan="2">申告対象</td></tr>
<tr><td>15km/h を超える</td><td>4.70m を超える</td><td>1.70m を超える</td><td>2.80m を超える</td></tr>
<tr><td colspan="4">下記の条件をすべて満たす場合、
小型特殊自動車となります。</td><td rowspan="2">小型特殊</td><td rowspan="2">申告対象外</td></tr>
<tr><td>15km/h 以下</td><td>4.70m 以下</td><td>1.70m 以下</td><td>2.80m 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td>35km/h 以上</td><td></td><td></td><td></td><td>大型特殊</td><td>申告対象</td></tr>
<tr><td>35km/h 未満</td><td></td><td></td><td></td><td>小型特殊</td><td>申告対象外</td></tr>
<tr><td colspan="6">ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>大型特殊</td><td>申告対象</td></tr>
</table>

※小型特殊自動車は軽自動車としての登録が必要ですので、中原庁舎税務課又は各総合窓口で標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

（１０）非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定される一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの場合は、「固定資産税非課税申告書」と事実を証明する書類を併せてご提出ください。

なお、「固定資産税非課税申告書」の用紙は、以下よりダウンロードいただくか、みやき町税務課固定資産評価担当にご請求ください。

https://www.town.miyaki.lg.jp/oyakudachi/yoshiki/_1269.html

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

<table>
<tr><th rowspan="2">非課税対象資産</th><th colspan="2">根拠規定</th><th rowspan="2">添付資料</th></tr>
<tr><th>条</th><th>項　号</th></tr>
<tr><td>・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地</td><td rowspan="13">地方税法第三四八条</td><td>第２項
第３号</td><td>定款、法人登記簿謄本等</td></tr>
<tr><td>・直接保育又は教育の用に供する固定資産
・ 図書館及び博物館法第２条第１項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産</td><td>第２項
第９号</td><td>定款、認可証の写し等</td></tr>
<tr><td>・保護施設の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号</td><td rowspan="12">定款、法人登記簿謄本、
認可証又は指定書の写し等

<u>※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人や NPO 法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて佐賀県等から証明を取得する必要がある場合があります。</u>

（施設例）
・救護施設
・授産施設
・小規模保育園
・保育所
・児童養護施設
・児童発達支援センター
・認定こども園
・養護老人ホーム
・特別養護老人ホーム
・福祉ホーム
・身体障害者福祉センター
・老人デイサービス
・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
・放課後児童健全育成事業
・地域子育て支援拠点事業
・事業所内保育事業等</td></tr>
<tr><td>・小規模保育事業の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の２</td></tr>
<tr><td>・児童福祉施設の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の３</td></tr>
<tr><td>・認定こども園の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の４</td></tr>
<tr><td>・老人福祉施設の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の５</td></tr>
<tr><td>・障害者支援施設の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の６</td></tr>
<tr><td>・社会福祉事業の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の７</td></tr>
<tr><td>・更生保護事業の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の８</td></tr>
<tr><td>・包括的支援事業の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の９</td></tr>
<tr><td>・ 事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産</td><td>第２項
第１０号の１０</td></tr>
</table>

（注） 適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。

（１１）課税標準の特例（わがまち特例等）の適用を受ける資産

地方税法第 349 条の３及び同法附則第 15 条などに規定される一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの場合は、「償却資産課税標準特例該当資産届出書」と事実を証明する書類を併せてご提出ください。

なお、「償却資産課税標準特例該当資産届出書」の用紙は、以下よりダウンロードいただくか、みやき町税務課固定資産評価担当にご請求ください。

https://www.town.miyaki.lg.jp/oyakudachi/yoshiki/_1269.html

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">特例対象資産</th><th colspan="2">根拠規定</th><th rowspan="2">適用期間</th><th rowspan="2">特例率</th><th rowspan="2">添付書類</th></tr>
<tr><th>条</th><th>項　号</th></tr>
<tr><td colspan="2">農業協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置等</td><td colspan="2">地方税法３４９条の３
第３項</td><td>３年間</td><td>1/2</td><td>・政府の補助金、交付金、貸付等の申請書（写し）、政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類等</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚水又は廃液の処理施設</td><td rowspan="2">地方税法附則第十五条</td><td>第２項第１号</td><td rowspan="2">―</td><td>1/2</td><td>・特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
・該当する法による官公庁の許可書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">下水道除害施設</td><td>第２項第５号</td><td>3/4</td><td>・除害施設新設等届出書の写し
・該当する法による官公庁の許可書の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">太陽光発電設備</td><td>(1 千 kw 未満)</td><td rowspan="2">地方税法附則第十五条</td><td>第 25 項第１号イ</td><td rowspan="10">３年間</td><td>2/3</td><td rowspan="2">・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し</td></tr>
<tr><td>(1 千 kw 以上)</td><td>第 25 項第２号イ</td><td>3/4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風力発電設備</td><td>(20kw 以上)</td><td>第 25 項第１号ロ</td><td>2/3</td><td rowspan="8">・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</td></tr>
<tr><td>(20kw 未満)</td><td>第 25 項第２号ロ</td><td>3/4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水力発電設備</td><td>(5 千 kw 以上)</td><td>第 25 項第２号ハ</td><td>3/4</td></tr>
<tr><td>(5 千 kw 未満)</td><td>第 25 項第３号イ</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地熱発電設備</td><td>(1 千 kw 未満)</td><td>第 25 項第１号ハ</td><td>2/3</td></tr>
<tr><td>(1 千 kw 以上)</td><td>第 25 項第３号ロ</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">バイオマス発電設備</td><td>(1 万ｋｗ以上
２万 kw 未満)</td><td>第 25 項第１号ニ</td><td>2/3</td></tr>
<tr><td>(1 万 kw 未満)</td><td>第 25 項第３号ハ</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備
（令和5年4月1日以降取得分）
※令和5年3月31日以前に取得したものにつきましては、適用要件が異なりますので、税務課までお問い合せください。</td><td colspan="2" rowspan="4">地方税法附則第 15 条
第 45 項</td><td colspan="2">賃上げ表明なし</td><td rowspan="4">・先端設備に係る固定資産税課税標準の特例申告書（町ホームページに申告様式があります。）
（注）「償却資産課税標準特例該当資産届出書」ではなく、こちらの申告書をご提出ください。
・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
・先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート
・リース契約書の写し（※）
・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※）
※ ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要な書類です。</td></tr>
<tr><td>３年間</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃上げ表明あり</td></tr>
<tr><td>５年間
又は
４年間</td><td>1/3</td></tr>
</table>

※　先端設備等導入計画の認定については、みやき町役場　産業支援課までお問い合わせください。

（問い合わせ先：電話 0942-９６-5545）

（注）この表は令和５年 12 月時点で作成していますので、令和６年度税制改正により変更される場合があります。

３　評価額、税額等の計算について

（１）評価額の計算方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

（次ページ減価残存率表参照）

ア　前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（1－ｒ/2）＝評価額

イ　前年前に取得の者

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（1－ｒ）＝評価額

※取得価額は、償却資産を取得するために通常支出するべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業のように供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※消費税の取扱いについては、国税において税込処理をしている場合は税込金額を、税抜処理をしている場合は税抜金額をそれぞれ取得価額としてください。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※ｒとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

（２）課税標準額の算出方法

みやき町に所在する各資産の評価額を合算した額が課税標準額（1,000円未満切捨）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、当該資産のそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

（３）税額の計算方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額（1,000円未満切捨）×税率（1.4%）＝　税額（100円未満切捨）

※課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

＜計算例(概算)＞

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和５年度評価額	合計
路面舗装（アスファルト舗装）	令和５年４月	3,000,000	10年	0.206	3,000,000×(1－0.206×1/2)＝2,691,000円（令和６年度評価額）	2,919,816円（令和６年度評価額）
ルームエアコン	令和４年12月	400,000	６年	0.319	400,000×(1－0.319×1/2)＝336,000円（令和５年度評価額） 336,000円×（1-0.319）＝228,816円（令和６年度評価額）	

課税標準の特例の適用がないため、評価額の合計＝決定価格＝課税標準額＝2,919,816円

1,000円未満を切り捨て、税率（1.4%）をかけます。　2,919,000円×1.4%＝40,866円

100円未満を切り捨て⇒　40,800円(税額)

（4）中古資産の耐用年数

中古資産の耐用年数の計算例

ア　法定耐用年数の全部を経過した中古資産

その中古資産の法定耐用年数の 100 分の 20 に相当する年数

イ　法定耐用年数の一部を経過した中古資産

その決定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の 100 分の 20 に相当する年数を加算した年数、例えば、法定耐用年数 30 年の構築物で建築後 12 年を経過したものを取得した場合の残存耐用年数は 20 年となります

＜計算式＞（30 年-12 年）+（12 年×20/100）＝20.4 年⇒20 年

なお、計算した年数に 1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が 2 年に満たない場合には、2 年を残存耐用年数とします。

＜減価残存率表＞『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
-				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

（1）償却資産申告書記入例

第二十六号様式（提出用）

記入例

令和　　年　　月　　日

みやき町長　殿

令和　6　年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

R　.　.

所有者コード

記入する必要はありません。

所有者

1 住所（ふりがな）　〒 849 － 0113

みやき町大字東尾〇〇〇〇番地

（電話　0942　－　89　－　〇〇〇〇　）

みやきかぶしきがいしゃ
みやき株式会社
だいひょうとりしまりやく　みやき　たろう
代表取締役　みやき　太郎

（屋号　　）

3 個人番号又は法人番号：個人番号又は法人番号を記入

4 事業種目：製造業

（資本金等の額）（　10,000,000　円）

5 事業開始年月：28　年　1　月

6 この申告に応答する者の係及び氏名：経理課　みやき　次郎（電話　0942－89－〇〇〇〇　）

7 税理士等の氏名：佐賀　太郎（電話　０９５２－〇〇－〇〇〇〇　）

8 短縮耐用年数の承認：有・無

9 増加償却の届出：有・無

10 非課税該当資産：有・無

11 課税標準の特例：有・無

12 特別償却又は圧縮記帳：有・無

13 税務会計上の償却方法：定率法・定額法

14 青色申告：有・無

償却資産を共有している方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。併せて、右下「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

資産の種類	取得価格 取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（イ－ロ＋ハ）（ニ）
1	6,500,000	0	1,600,000	8,100,000
2	0	0	4,300,000	4,300,000
3	0	0		0
4	0			0
5 車両及び運搬具	0			0
6 工具、器具及び備品	2,090,655	400,000	749,800	2,440,455
7 合計	8,590,655	400,000	6,649,800	14,840,455

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書をご提出ください。

(イ)欄：今まで申告されている方は記載されています。
(ロ)欄：この欄の合計額は、種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。
(ハ)欄：この欄の合計額は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額の合計額と同じです。

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入の必要はありません。
ただし電算処理による申告を行う場合は、記入してください。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地：みやき町大字東尾〇〇〇〇番地

16 借用資産（有・無）：貸主の名称等　佐賀市〇〇１－１　さがリース㈱

17 事業所用家屋の所有区分：自己所有・借家

18 備考（添付書類）

18備考には、下記のいずれかをご記入ください。

- 資産に増減なし
- 廃業、閉鎖（令和　　年　　月）
- 資産に増減あり
- 該当資産なし
- 初申告
- 共有者の情報
- 添付書類の名称
- その他備考

（2）種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例

第二十六号様式別表一（提出用）

記入例　年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名	1 枚のうち
みやき　太郎	1 枚目

2	市町村	義務者コード	世帯コード

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ）	耐用年数	（ロ）減価残存率	価額（ハ）	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	2		太陽光発電設備	1	5	5	8	4000000	17	0.					1・2・3・4	
02	2		小型管理機	1	5	5	11	300000	7	0.					1・2・3・4	
03	6		パソコン（即時償却）	1	5	5	11	250000	4	0.					1・2・3・4	即時償却適用資産
04	6		冷蔵庫	1	5	5	11	200000	6	0.					1・2・3・4	
05	1		ビニールハウス	1	5	5	12	1600000	8	0.					1・2・3・4	
06	6		パソコン	1	5	6	1	299800	4	0.					1・2・3・4	1月1日取得資産
07										0.					1・2・3・4	
08										0.					1・2・3・4	
09										0.					1・2	
19										0.					2・4	
20										0.					2・4	
			小計	6				6649800							2	

記入不要
ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

◎資産の種類
1　構築物
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品
となります。
記入漏れがないようにお願いします。

◎資産の名称等
増加資産がある場合は、余白に記入してください。

※余白が足りない場合は任意の様式で結構です。

◎取得価額
消費税の取扱いについては、国税において税込処理をしている場合は税込金額を、税抜処理をしている場合は税抜金額をそれぞれ取得価額としてください。

◎耐用年数
基本的に、法人税法、所得税法と同じ耐用年数です。
ただし、租税特別措置法などを適用されている場合は、本来の耐用年数を記入してください。
記入漏れがないようにお願いします。

◎増加事由
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受入れ
4　その他
となります。

摘要欄には、特記すべき事項がある場合、その旨記載してください。

注意　「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。
年号の欄は、令和：５、平成：４、昭和：３　で記入してください。

（3）種類別明細書（減少資産用）記入例

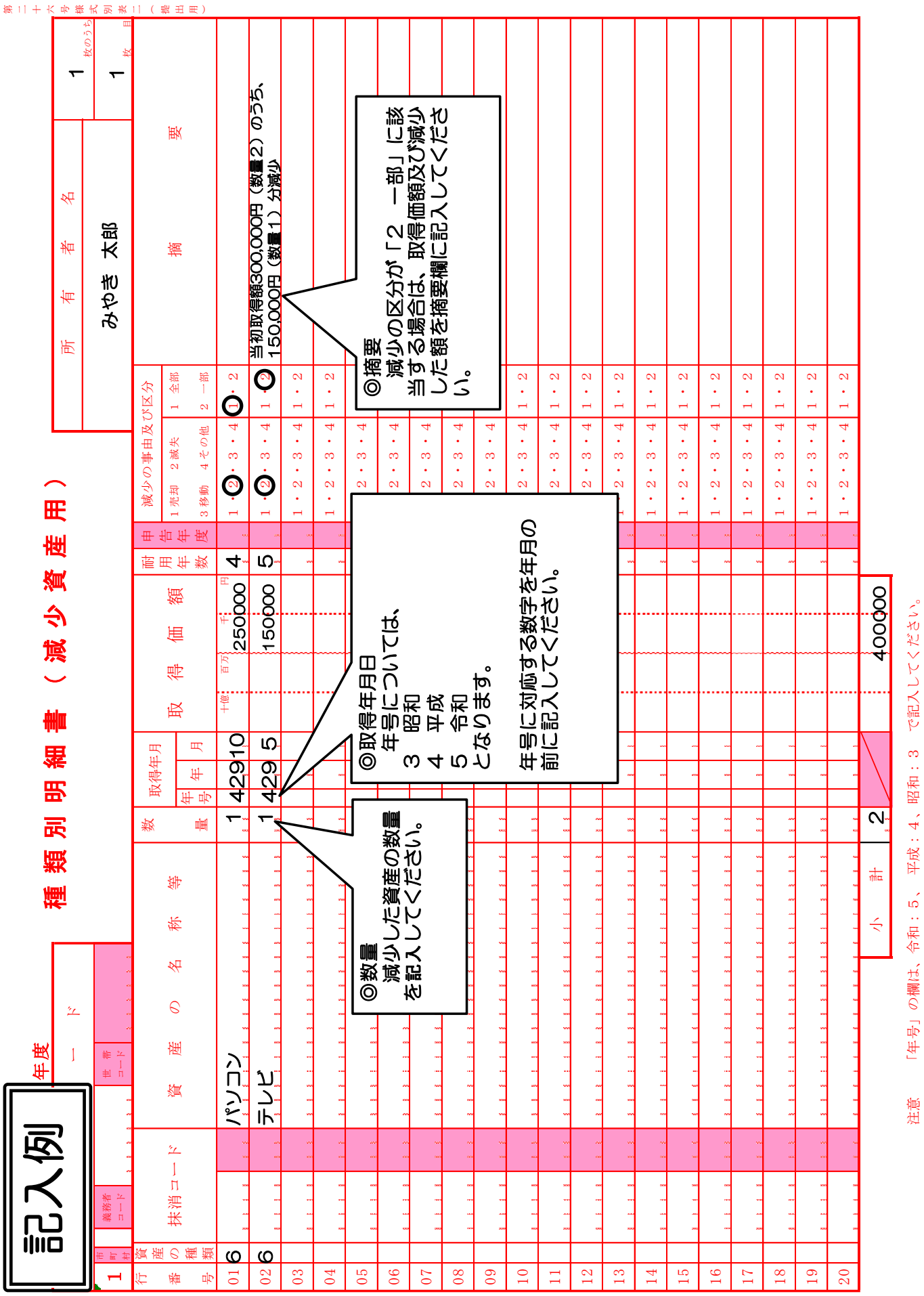

（4）固定資産税非課税申告書　記入例

記入例

固定資産税非課税申告書

令和○年○月○日

みやき町長　様

申告者
住所（法人の場合は、事務所の所在地）
みやき町大字○○１１１１
氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）
社会福祉法人　○○○○　理事長　○○　○○

電話番号　０９４２－○○－○○○○

下記固定資産について、非課税規定の適用を受けたいのでみやき町税条例に基づき、関係書類を添えて申告いたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">土地</td><td colspan="2">所在地</td><td>地目</td><td>地積</td><td colspan="2">用途</td></tr>
<tr><td colspan="2">みやき町大字</td><td></td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">家屋</td><td>所在地</td><td>家屋番号</td><td>種類</td><td>構造</td><td>床面積</td><td>用途</td></tr>
<tr><td>みやき町大字</td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">償却資産</td><td>所在地</td><td>種類</td><td>数量</td><td colspan="3">用途</td></tr>
<tr><td>みやき町大字○○１１１１</td><td>構築物
器具・備品</td><td>２０件</td><td colspan="3">社会福祉事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非課税措置の適用を受けることとなる事由</td><td colspan="4">地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 3 による非課税</td><td colspan="2">町税条例の適用事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">保育所運営のため</td><td colspan="2">第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 58 条の 2</td></tr>
<tr><td colspan="4">非課税措置の適用を受けることとなる事由が発生した日</td><td colspan="3">令和○年○月○日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td colspan="2">住所（法人の場合は、事務所の所在地）</td><td colspan="4">みやき町大字○○１１１１</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）</td><td colspan="4">社会福祉法人　○○○○　理事長　○○○○</td></tr>
</table>

※「使用者」の欄は、所有者と異なる場合に記入してください。
※この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。
【添付書類の例】（全て写しで可）
①法人の資格証明書又は登記簿　②理事会等の議事録（不動産の用途・取得目的等の記載があるもの）
③定款（規則・寄付行為等）④契約書　⑤領収書　⑥位置図　⑦土地の登記簿謄本、地積測量図
⑧家屋の登記簿謄本又は竣工検査済証　⑨家屋の配置図・各階平面図　⑩知事等の許可証
⑪償却資産種類別明細書　⑫無償で使用されていることを証する書類　⑬その他必要書類　等

記入例

令和6年度　償却資産課税標準特例該当資産届出書

令和　6年 1月　○日

みやき町長　あて

住所又は所在地　みやき町大字○○1111

氏名又は名称　株式会社　○○○○　代表取締役　○○　○○

作成者　経理担当　○○　○○

電話番号　0942-○○-○○○○

	資産区分	資産の名称等	取得年月日			取得価格	耐用年数	特例適用条項	特例適用率	特例適用期間	添付書類
			年号	年	月						
1	2	（汚水又は廃液の処理施設）	令和	5	4	5,000,000	15	地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　2項第　1号	1/2	期限なし	許可証 設置届出書等
2	2	（除外施設）	令和	5	5	6,000,000	15	地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　2項第　5号	3/4	期限なし	許可証 設置届出書等
3								地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　項第　号			
4								地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　項第　号			
5								地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　項第　号			
6								地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　項第　号			
7								地方税法第349条の3第　項 本法附則第15条第　項第　号			

（注意）

1. この届出書は「課税標準の特例」が適用される資産を新たに取得された場合に，償却資産申告書と共に1月末日までに提出してください。
2. 「添付書類の名称」欄には特例該当となる旨がわかる書類を記載し，必ず添付してください。
（例）　該当する法による官公庁の許可書や受理書、特定施設設置（使用，変更）届出書（写）等
3. 資産区分は、償却資産種類別明細の1：構築物、2：機械及び装置、3：船舶、5：車両及び運搬具、6：工具、器具及び備品を記載してください。

（６）先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書　記入例

様式のダウンロードはこちらからできます。

https://www.town.miyaki.lg.jp/oyakudachi/yoshiki/_1269.html

記入例

設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書

（令和5年4月1日以降取得分）

令和○年　○月　○日

みやき町長　あて

住　所(所在地)　みやき町大字○○１１１１
氏　名(名　称)　株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○

下記の固定資産について、課税標準の特例適用を受けたく、関係書類を添えて申告します。

該当条項	地方税法本法附則第１５条第４５項
資産の所在	みやき町大字○○１１１１

＜償却資産＞

種類	☑機械装置　□工具　□器具備品 □建物附属設備		
使用開始年月日	令和○年　○月　○日	取得年月日	令和○年　○月　○日
取得価額	10,000,000円		
資産の名称及び数量	プレス機械装置　１台		

※　特例適用資産が多数ある場合には、別途資料の添付をお願いします。

＜添付書類＞

（１）中小企業が申告する場合
□先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）
□先端設備等導入計画に係る認定書の写し（みやき町産業支援課より発行）
□先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
□先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート
□従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し　※賃上げ方針を表明した場合

（２）リース会社が申告する場合
□リース契約見積書の写し　□リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

※町使用欄	適用期間	年度～　年度	特例率	/
	備考		担当者	

※欄については、記入不要です。